

奨学金返還支援取組状況一覧表

| 地方公共団体名 | 事業名等 | 申請できる時期 | 主な申請要件 | 募集人数 | 返還支援（開始の）要件 | 返還支援の上限（総額） （支援の時期・内容等） | ホームページ |
|---------|-----------------------|---|--|------|--|---|---|
| 石川県 | 石川県ものづくり人材奨学金返還支援助成制度 | 対象企業に就職した日から2カ月以内 | 日本学生支援機構奨学金（無利子・有利子）貸与者・理系大学院を修了し、県内の機械、繊維、食品、情報産業等の中小企業への正規雇用者 ・理系大学院を修了し、石川県外の企業へ就職した者で、石川県内の機械、繊維、食品、情報産業等の中小企業へ転職する正規雇用者 | 上限なし | 対象企業へ3年間勤務 ・通算して2年以上開発・製造など専門知識を活かした業務に従事 ・通算して2年以上石川県内の事業所で勤務 | 100万円 （日本学生支援機構に一括で支払い） | https://www.jobcafe-ishikawa.jp/recruit/scholarship/ |
| 金沢市 | 金沢市中小企業人材確保奨学金返還支援助成金 | 交付対象期間の始めから起算して6か月ごとに、当該6か月を経過した日から1か月以内 | 以下の要件を満たす事業主 ・市内に主たる事務所を有していること ・奨学金返還支援制度を設けていること ・対象従業員を正社員として雇用していること ・市税の滞納がないこと ・雇用保険適用事業所の事業主であること など | 上限なし | 以下の要件を満たす従業員 ・R4.2.1以後に雇用された新卒者又は県外からの転職者 ・雇用日時点の年齢が30歳未満 ・雇用日以後、継続して市内に住所を有していること ・大学等在学時に奨学金の貸与を受け、奨学金の返還を延滞していないこと | 事業主が対象従業員に実施する奨学金返還支援額の1/2 限度額：1事業主あたり120万円/年（従業員1人あたり12万円/年） | https://kanazawa-hataraku.jp/employer/shogakukin/ |
| 七尾市 | 七尾市保育士等修学資金貸付事業 | 保育士等養成施設等に在学中の4月中旬から5月末日 | ・養成施設等に在学している方で、貸付けの申請の日までに、市内に住所を有し、又は有したことがある方 ・市内の私立保育所等で保育士等の業務に従事しようとする方 ・令和5年3月に、保育士養成施設等を卒業する見込みである方（令和5年3月以降の卒業見込みは未定） | 3名 | ①保育士等の資格取得後、市内の私立保育所等に保育士等として、引き続き5年間以上勤務したとき（1日6時間以上かつ月20日以上勤務条件であること）。 ②貸付期間中又は返還の猶予期間中に死亡したときなど。 ③引き続き2年以上勤務し、その後退職したときは、勤務した月数に応じ一部免除。 | 年60万円（月5万円以内） （上半期は9月に30万円、下半期は3月に30万円に貸付） | https://www.city.nano.lg.jp/kosodate/hoikusikasituke.html |
| 津幡町 | 津幡町の未来を拓く若者支援補助金交付事業 | 交付申込 交付基準日から起算して1年以内 ※交付基準日とは、就業日、転入日又は奨学金返還開始日のうちいずれか遅い日の属する月の初日 | ・奨学金の未償還期間が交付基準日において10年以上あること。 ・交付基準日が属する年度の4月1日時点における年齢が30歳未満の者。 ・大学等卒業後に津幡町内に引き続き居住又は転入し、交付基準日から起算して5年以上継続して定住する見込みの者。 ・町内事業所等に正規雇用され、継続して勤務していること。ただし、公務員は除く。 ・町税等の滞納がないもの。 | 上限なし | 交付基準日から1年以内に交付申込を行った者で、交付基準日から1年を経過するごとの3か月以内に交付申請を行った者。 | 交付基準日から起算して1年を経過するごとに、各期間内に返還した奨学金の額の2/3を交付。（年間最大18万円） 補助金額の1/5は津幡町商工会が発行する商品券で交付。 5年間で最大90万円交付 | https://www.town.tsubata.lg.jp/division/kikaku/syougakukin.html |

| | | | | | | | |
|------|------------------------|--|--|------|---|--|---|
| 志賀町 | (事業名なし) | 学校卒業後1年以内に志賀町内の企業等に就業し、貸付期間と同期間継続して就労した時 | 学校卒業後1年以内に志賀町内の企業等に就業し、貸付期間と同期間継続して就労すること。 | 上限なし | 次の者を除いた奨学生。 ①国家公務員及び地方公務員 ②転職等により一時的に地元企業等に就労している者 ③反社会的な活動を行う者そのた社会通念に照らし、町長が免除することが不適当であると認める者 | 返還額の半額 (以後の返還未納額の全部を免除) | なし |
| 中能登町 | 中能登町若手人材奨学金返還支援補助金交付事業 | 毎年4月～10月末日 ※就業日又は転入日あるいは奨学金返還開始日のいずれか遅い日が令和3年4月1日以降であること。 | ・申請年度末日時点で35歳未満の者で、申請より5年以上町内に定住する意思のある方 ・町内事業所等に正規雇用されている方または、個人で農業その他事業を営む方(公務員を除く) ・奨学金の返還に関する助成を他から受けていない方 | 上限なし | 在学中に借り入れた日本学生支援機構(第一種、第二種)奨学金の年度分の返還をした後、毎年度3月末までに実績報告書を提出 | 年度内に返還した額の2/3(最大20万円/年)※年間補助額の20%については、中能登町地域商品券により交付する。 初年度交付申請から最長5年間、最大100万円 | https://www.town.nakanoto.ishikawa.jp/life_service_local/9/5/2/2565.html |
| 穴水町 | 若者ふるさと就職促進奨励金交付事業 | 穴水町内の事業所に新たに就職された日から、6カ月以内 | ・穴水町の住民基本台帳または外国人住民に係る住民基本台帳に登録された40歳以下の者で、町内事業所に正規雇用となった者。 ・町税等を滞納していない者。 など | 上限なし | ・新規学卒者及びU・Iターン者であって、穴水町奨学資金条例に基づく資金の貸与を受けた者で、その資金を滞納なく償還している者 ・かつ、町内事業所に正規雇用となってから起算して6月以内に申請した者 | 年額10万円 (償還年額実績額の1/2、5年間支給) | http://www.town.anamizu.ishikawa.jp/sangyo/wakamonofurusatosyusyokusokusin.html |